

報告事項 2

損害賠償請求事件について

このことについて、判決言渡がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成26年12月19日

教 職 員 課

平成26年12月19日
教 職 員 課

損害賠償請求事件について

このことについて、平成26年12月16日、名古屋地方裁判所において、県側勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

原告 県立学校の教諭
被告 県立学校の校長、及び教頭2名
補助参加人 愛知県

2 事案の概要

原告の主張によれば、原告らの勤務する県立学校へ、長期欠席している生徒の両親が来校し、指導等について長時間抗議した。これに際して、被告らが原告に対し、机を叩いて声を荒げて恫喝したり、謝罪文を書くよう要求したり、侮蔑的発言や高圧的態度を続けるなどした。以来、原告は、不眠、からだの震え、突然の不安感等の症状があるなど、適応障害を発症した。このことにつき、それぞれ100万円の損害賠償の支払いを求めている。

なお、請求の原因となる被告らの行為は、職務遂行上の行為であり、県教委として被告らを援助する必要があること、また本件訴訟の結果が愛知県の法的責任に影響を与える可能性があるため、県として訴訟に参加した。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県側勝訴】

【理由趣旨】

原告の主張する被告らの行為は、いずれも勤務する県立学校の教員による生徒指導について、管理職として部下教員への指導として行われたものであるから客観的外形的に社会通念上その職務の範囲に属するといえる。したがって、被告らの行為は職務を行うについてなされたものというべきである。

また、原告主張に係る不法行為に該当する事実はいずれもこれを認めるに足りる証拠はないところ、仮に原告主張の事実が認められたとしても、それらは公務員である被告らが、職務を行うに際して公権力の行使として行ったものであるから、個人である被告らが民法上の不法行為責任を負うものではない。

4 控訴期限

平成27年1月5日(月)